

吸収分割に関する事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 183 条に定める書面)

F D K株式会社

2022年5月19日

## 吸収分割に関する事前開示事項

F D K株式会社  
代表取締役社長 長野 良



F D K株式会社（以下「当社」または「分割会社」といいます。）は、2022年5月16日に、当社の完全子会社であるF D K販売株式会社（以下、文脈に応じて「承継会社」といいます。）との間で吸収分割契約を締結し、2022年7月1日を効力発生日として、当社のコイルデバイス製品及びフェライトコア製品の仕入販売事業に関して有する権利義務をF D K販売株式会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本件分割に関する会社法第782条第1項および会社法施行規則第183条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第1号）  
別紙1「吸収分割契約書」のとおりです。
2. 本件分割の対価の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）  
本件分割は完全親子会社間で行うため、本件分割に際して、株式の割当てその他の対価の交付は行いません。
3. 分割会社の新株予約権に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）  
当社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
4. 承継会社についての事項（会社法施行規則第183条第4号）
  - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容  
承継会社の最終の事業年度における計算書類等の内容は、別紙2のとおりです。
  - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容  
該当事項はありません。
  - (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

5. 分割会社について最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第5号）

該当事項はありません。

6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務および承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

(1) 当社について

本件分割後に見込まれる当社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。

また、本件分割後の当社の事業活動において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在予想されておりません。

以上の点、ならびに、当社の収益状況およびキャッシュフロー等に鑑みて、当社の債務については、本件分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断いたします。

(2) 承継会社について

本件分割後に見込まれるFDK販売株式会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本件分割後のFDK販売株式会社の事業活動において、FDK販売株式会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在予想されておりません。

以上の点に鑑みて、FDK販売株式会社が負担する債務については、本件分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上





## 吸収分割契約書

F D K株式会社（以下「甲」という。）及びF D K販売株式会社（以下「乙」という。）は、甲が本承継対象事業（第1条に定義する。）に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、2022年[5]月[16]日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり合意し、吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（本吸収分割）

1. 本契約に定めるところに従い、甲は吸収分割の方法により、本効力発生日（第4条に定義する。）をもって、厦門富士電気化学有限公司及び南京海天金寧三環電子有限公司その他の日本国外の仕入先及び静岡技研工業株式会社からコイルデバイス製品及びフェライトコアを仕入れて顧客に販売する甲の事業（以下「本承継対象事業」という。）に関して有する次条に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを甲から承継する。
2. 甲及び乙の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。
  - (1) 甲（吸収分割会社）  
商号：F D K株式会社  
住所：東京都港区港南一丁目6番41号
  - (2) 乙（吸収分割承継会社）  
商号：F D K販売株式会社  
住所：東京都港区港南一丁目6番41号

### 第2条（本吸収分割により承継する権利義務）

乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙記載のとおりとする。なお、かかる債務その他の義務の承継については、免責的債務引受の方法による。但し、本吸収分割においては、乙が甲から承継する債務は一切ないことを確認する。

### 第3条（本吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対して、承継対象権利義務に代わり、乙の株式その他の金銭等は交付しない。

### 第4条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日は、2022年[7]月[1]日（以下「本効力発生日」という。）とする。但し、本吸収分割の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙の間で協議し合意の上これを変更することができる。



本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各自1通を保有する。

2022年[5]月[16]日

第5条（乙の資本金等の額）

本吸収分割により乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定により、同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定により、同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本吸収分割を行う。

第7条（競業禁止義務）

甲は、自ら又はその子会社若しくは関連会社（以下「甲グループ」という。）をして、本効力発生日以降5年間、乙の事前の書面による承諾なく、直接又は間接を問わず、本承継対象事業と競合する事業（但し、本契約締結日において甲グループが現に営んでいる事業（本承継対象事業を除く。）を営む場合は含まれない。）を行ってはならない。

第8条（本契約の内容変更及び本吸収分割の中止等）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、本承継対象事業又は承継対象権利義務に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、協議の上、合意により、本契約を変更し又はこれを解除することができる。

第9条（準拠法及び管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第10条（誠実協議）

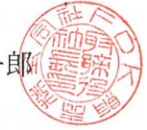
本契約に定めがない事項及び本吸収分割の解釈に関して生じた疑義については、甲及び乙が誠実に協議を行い、その解決を図るものとする。

（以下余白）

甲： 東京都港区港南一丁目6番41号  
FDK株式会社  
代表取締役社長 長野 良



乙： 東京都港区港南一丁目6番41号  
FDK販売株式会社  
代表取締役社長 秋山 竜一郎



承継対象権利義務明細表

1. 資産

本吸収分割により乙が甲から承継する資産は、本効力発生日において本承継対象事業のみに属する資産のうち、金型、工具器具備品及び技術資料とする。これらの資産を除き、本吸収分割において、乙は、甲から本承継対象事業に属する資産を承継しない。

2. 負債

本吸収分割において、乙は、甲から負債を承継しない。

3. 契約（雇用契約を除く。）

本吸収分割において、乙は、甲から、本承継対象事業のために顧客から貸与を受けている資産に関する使用貸借契約に係る契約上の地位及びこれに基づく権利義務のみを承継し、これ以外の契約（雇用契約を除く。）を承継しない。

4. 雇用契約

本吸収分割において、甲と甲の従業員との間の雇用契約及びこれに付随する権利義務の承継は行わない。

5. 許認可等

本吸収分割において、乙は、甲が保有する許可、認可、免許、登録又は届出等を承継しない。

以上



# 第9期 計算書類

自 2020年 4月 1日

至 2021年 3月31日

FDK販売株式会社

貸 借 対 照 表

(2021年 3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	31,766,653	負 債 の 部	922,290
流 動 資 産	31,766,653	流 動 負 債	282,257
現 金 及 び 預 金	739,242	未 払 金	27,057
未 収 入 金	347,005	未 払 法 人 税 等	255,200
前 払 費 用	7,778		
前 払 税 金	2,779,280		
預 け 金	25,000,000		
未 収 消 費 税 等	2,893,348		
		固 定 負 債	640,033
		繰 延 税 金 負 債	640,033
		純 資 産 の 部	30,844,363
		( 株 主 資 本 ) (	30,844,363 )
		資 本 金	20,000,000
		利 益 剰 余 金	10,844,363
		利 益 準 備 金	5,000,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	5,844,363
		繰 越 利 益 剰 余 金	5,844,363
資 産 合 計	31,766,653	負 債 純 資 産 合 計	31,766,653



# 損 益 計 算 書

(自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)

(単位:円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高		139,707,630
売 上 原 価		114,566,580
売 上 総 利 益		25,141,050
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		22,031,553
営 業 利 益		3,109,497
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	88,927	
雑 益	56	88,983
営 業 外 費 用		
雑 損 失	3,160	3,160
経 常 利 益		3,195,320
税 引 前 当 期 純 利 益		3,195,320
法人税、住民税及び事業税	526,258	
法人税等調整額	3,428,059	3,954,317
当 期 純 利 益		△ 758,997

# 株主資本等変動計算書

(自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)

(単位:円)

項 目	株 主 資 本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	20,000,000	5,000,000	35,603,360	60,603,360	60,603,360
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 29,000,000	△ 29,000,000	△ 29,000,000
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立て				-	-
当 期 純 利 益		-	△ 758,997	△ 758,997	△ 758,997
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△ 29,758,997	△ 29,758,997	△ 29,758,997
当 期 末 残 高	20,000,000	5,000,000	5,844,363	30,844,363	30,844,363

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品 …………… 総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

期末債権の貸倒による損失に備えるため、貸倒懸念債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### (2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行なわれた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

### 1. 当事業年度末における発行済株式の数

普通株式 …………… 2,000株



# 第9期 附属明細書(計算書類関係)

(会社法第435条第2項及び会社計算規則第117条に基づく)

自 2020年 4月 1日

至 2021年 3月31日

FDK販売株式会社

## 1. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:円)

科 目	金 額
賞与	4,839,800
賞与引当金繰入額	△ 5,799,430
法定福利費	△ 919,251
運送費用	235,598
旅費交通費	29,511
通信費	42,931
消耗品費	4,443
リース料	20,483
損害保険料	14,022
租税公課	61,070
業務委託費	23,310,000
銀行手数料	130,321
雑費	62,055
合計	22,031,553

## FDK販売株式会社

### 第9期 事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

#### 1. 会社の現況に関する事項

##### (1) 事業の経過およびその成果

当期における当社を取り巻く事業環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の停滞後、経済活動のレベルが段階的に引き上げられ景気回復の動きも見られましたが、第2波、第3波および変異株の影響から同感染症の収束は見通せず、景気の先行きの不透明感が強い状況で推移しました。

このような状況のなか、当社はFDKグループの選択と集中の方針に沿って、親会社であるFDK株式会社への販売取引の統合に取り組みました。

顧客へのアナウンスと交渉によりFDK販売株式会社の全取引を、地位継承によりFDK株式会社への移管を完了しました。

その結果、当期の売上高は1億39万70千630円、営業利益は3百10万9千497円、経常利益は3百19万5千320円、税金費用が3百95万4千317円あったため、当期純損失は75万8千997円となり、赤字計上という結果となりました。

##### (2) 設備投資および資金調達の状況

当期の設備投資につきましては、特にございませぬ。

##### (3) 対処すべき課題

取引統合後の体制につきましては全員が非常勤となるため、FDK株式会社と連携して業務を継続します。

##### (4) 財産および損益の状況

区分	2012年度 第一期	2013年度 第二期	2014年度 第三期	2015年度 第四期	2016年度 第五期	2017年度 第六期	2018年度 第七期	2019年度 第八期	2020年度 第九期(当期)
売上高(千円)	142,861	335,231	440,421	619,819	695,052	713,692	794,718	879,781	139,708
経常利益(千円)	1,980	5,649	10,905	21,799	30,112	46,033	59,452	47,035	3,195
当期純利益(千円)	961	1,065	3,830	12,799	18,181	28,901	37,495	29,371	△ 759
1株当たり 当期純利益(円)	480.27	532.60	1,915.28	6,399.76	9,090.63	14,450.45	18,747.41	14,685.27	△ 379.50
総資産(千円)	20,961	188,862	203,441	292,154	332,281	363,737	423,314	544,321	31,767

(注) 1. 2020年度(当期)の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。



(5) 主要な販売内容

当社の取引は FDK 株式会社に統合しており、2020 年度の売上高は前年度の受注残によるものです。

主要販売内容	第1期売上高(千円) と構成比率(%)	第2期売上高(千円) と構成比率(%)	第3期売上高(千円) と構成比率(%)	第4期売上高(千円) と構成比率(%)	第5期売上高(千円) と構成比率(%)	第6期売上高(千円) と構成比率(%)	第7期売上高(千円) と構成比率(%)	第8期売上高(千円) と構成比率(%)	第9期売上高(千円) と構成比率(%)
電子部品の直接販売	96,888 千円 67.8%	241,840 千円 72.1%	314,797 千円 71.5%	398,566 千円 64.3%	455,876 千円 65.6%	429,817 千円 60.2%	444,155 千円 55.9%	442,474 千円 50.3%	38,687 千円 27.7%
電池製品の直接販売	0 千円 0.0%	38,648 千円 11.5%	69,582 千円 15.8%	190,718 千円 30.8%	208,929 千円 30.1%	259,272 千円 36.3%	343,510 千円 43.2%	437,307 千円 49.7%	101,021 千円 72.3%
電子部品販売サポート (コミッション収入)	43,829 千円 30.7%	51,875 千円 15.5%	35,695 千円 8.1%	30,510 千円 4.9%	28,867 千円 4.2%	24,603 千円 3.4%	7,053 千円 0.9%	0 千円 0.0%	0 千円 0.0%
電子関連仕入商品の 直接販売	0 千円 0.0%	0 千円 0.0%	20,347 千円 4.6%	25 千円 0.0%	1,380 千円 0.1%	0 千円 0.0%	0 千円 0.0%	0 千円 0.0%	0 千円 0.0%
アルカテック電池舗フォロー- (業務委託収入)	2,144 千円 1.5%	2,868 千円 0.9%	0 千円 0.0%	0 千円 0.0%	0 千円 0.0%	0 千円 0.0%	0 千円 0.0%	0 千円 0.0%	0 千円 0.0%

(6) 主要な営業所

本 社 : 東京都港区港南一丁目 6 番地 4 1 号 芝浦クリスタル品川

(7) 従業員の状況 (2021 年 3 月 31 日現在)

当社に在籍する従業員はおりません。

(8) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

当社の親会社は FDK 株式会社であり、同社は当社の株式を 2,000 株 (出資比率 100%) 所有しております。当社は親会社より、電池商品や電子部品商品を購入仕入れしております。

2. 株式に関する状況

(1) 株式の状況

①発行可能株式総数・・・・・・・・・・普通株式 2,000 株

②発行済株式の総数・・・・・・・・・・2,000 株

③株主数・・・・・・・・・・1 名

(2) 資本金・・・・・・・・・・20,000,000 円

### 3. 会社役員に関する事項（2021年4月1日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 [非]	秋山 竜一郎	FDK(株) 営業本部シニアエキスパート
取 締 役 [非]	古瀬 彰宏	FDK(株) 執行役員 兼 営業本部本部長
取 締 役 [非]	岩本 利一	FDK(株) 電子事業部長
監 査 役 [非]	漆戸 泰弘	FDK(株) 財務経理部 財務課長

### 4. 当社の業務の適正を確保するための体制

#### I. 取締役・社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は、富士通グループ共通の基本理念である「FUJITSU WAY」を遵守し、親会社であるFDK株式会社のFDK企業行動指針において法の遵守の基本原則を守り、次のとおり定める。
  - (1) 私たちは、自分の行動が法律に照らして正しいかどうかを省みることが必要である。
  - (2) 日頃から社会通念や、常識、商道德といったものに対しても意識を向け、常に個々の活動がこれらに則っているかを点検することが必要である。
  - (3) 当社は、国際企業として、国内法だけでなく、日本が締結している条約や海外各国の法律、慣習などもよく理解し、尊重しなければならない。
2. 取締役は、FDK企業行動指針に従い、当社における企業倫理の遵守および浸透を率先垂範して行う。
3. 取締役および社員は、事業活動の遂行に関連して、重大なコンプライアンス違反の恐れのある事実を認識した場合は、直ちに通常の業務ラインを通じてその事実を当社取締役会に通知する。
4. 当社は、社員等からの法令違反等に関する通報および相談を受け付ける窓口をFDK株式会社内および社外に設置する。
5. 経営者は、財務報告の信頼性確保、業務の有効性と効率性の向上、及び法令遵守等のため、内部統制の整備と業務プロセス分析、改善等を継続的に推進する体制を構築する。

#### II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1. 当社は、法令・社内規定に基づき、文書等の保存管理を行う。
2. 当社は、情報の管理については、FDK株式会社の定める情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針に基づき対応する。

#### III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社は、事業継続性、企業価値の向上、企業活動の持続的発展を実現することを目標とし、これを阻害する恐れのあるリスクに対処するため、適切なリスク管理体制を整備する。

2. 当社は、当社に損失を与えうるリスクを常に評価・検証し、重要なものについては取締役会に報告する。
3. 当社は、上記によって捕捉できないリスク情報の収集のため内部通報制度により、通報者の保護体制等を確保のうえ、これを運用する。
4. 内部監査部門は、リスク管理体制に関する内部監査を実施し、その結果を定期的にと取締役会および監査役に報告する。
5. 当社は、環境・安全・輸出リスクに関わる組織としてFDK株式会社の設ける「環境管理委員会」、「中央安全衛生委員会」、「輸出管理委員会」に参画もしくは情報交換を行い、関係持続を行う。
6. 当社は、各部門において、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組む。

#### IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
2. 当社は意思決定の透明性と健全性を高めるため、社外取締役を任用する体制がある。
3. 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

#### V. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社は、業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために必要な、グループとしての規範、規則を整備する。
2. 代表取締役および業務執行を担当する取締役は、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。
3. 監査役が、グループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人および内部監査部門との緊密な連携等の確な体制を構築する。
4. 内部監査部門は、当社グループにおける内部監査を実施し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。業務監査の年次計画、実施状況およびその結果を、その重要度に応じて代表取締役に報告する。

#### VI. 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項

1. 当社は監査役の職務を補助すべき社員を置き、監査役の要求する能力・知見を有する適切な人材を配置する。



## VII. 前号の社員の取締役からの独立性に関する事項

1. 取締役は、前号の社員をおく場合には、その独立性を確保するため、その社員の任命・異動および報酬等人事に関する事項については監査役と事前協議のうえ決定する。
2. 取締役は、前号の社員をおく場合には、前号の社員を原則その他の組織と兼務させないものとする。ただし、監査役の要請により特別の専門知識を有する社員を兼務させる必要が生じた場合は、上記1による独立性の確保に配慮する。

## VIII. 取締役および社員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 取締役は、監査役に重要な会議への出席の機会を提供する。
2. 取締役および社員は、経営・業績に影響を及ぼすリスクが発生した場合、または業務執行に関して重大なコンプライアンス違反となる事実を認識した場合、直ちに監査役に報告を行う。

## IX. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制について

1. 代表取締役は、監査役と相互の意思疎通を図るための定期的な会合をもつこととする。
2. 内部監査部門は、内部監査の計画および結果の報告を、監査役に対しても、定期的および必要に応じて臨時的に行い、相互の連携を図る。

以 上

# 監査報告書

2021年 5月 25日

F D K販売株式会社

代表取締役社長 秋山 竜一郎 殿

監査役 漆戸 泰弘



2020年4月1日から2021年3月31日までの第9期事業年度に係る計算書類およびその附属明細書に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法およびその内容

私は、取締役等から会計に関する職務の執行状況を聴取し、会計に関する重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、会計帳簿またはこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。その他必要と認められる方法により監査しました。

## 2. 監査の結果

計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況をすべての重要な点において適性に表示しているものと認めます。

以 上